## 4008 日マレーシア経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

日マレーシア経済連携協定では、附属書一で具体的な譲許の内容を定めています。 日本側における即時関税撤廃、段階的関税撤廃・引下げ、関税割当等の譲許の区分に ついては、附属書一第一部の「一般的注釈」で規定されています(参考1)。また、日 本側における再協議、関税割当、不均等な関税削減等の詳細なスケジュールは、附属 書一第二部第一節の「日本国の表についての注釈」に規定されています(参考2)。

## (参考1:一般的注釈)

(> -	/2011-01-01		
表4欄	内容	備考	主な品目
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目	マンゴー、マンゴスチ
			ン、合板以外の林産品等
Bn	協定の発効日から「n+1回」	段階的関税引下げ撤廃品目	にんにく、
	の毎年均等な関税の引下	n=5, 6, 7, 9, 10, 15	乾燥たけのこ、みかん等
	げ。基準税率から「n+1 回目」	初回:協定発効日	
	で撤廃	次回以降:4月1日	
Р	協定の発効日から不均等な	段階的関税引下げ・撤廃品目	マーガリン、
	関税を引下げ、または撤廃	初回:協定発効日	ココア調製品
		次回以降:4月1日	
Q	関税割当(先着順)	輸出国管理	生鮮バナナ
	1,000 トン/年度まで無税		
	協定の発効後、一定期間を	再交渉品目	合板等
R	経て関税撤廃等を交渉		
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目	ミルク、米、米調製品、
			小麦粉、砂糖等

## (参考2:日本国の表についての注釈)

表5欄	内容	
1	再交渉の時期(協定発効後5年毎)⇒さわら、たらばがに等	
2	関税割当の条件(1,000 トン/年度まで無税等)⇒生鮮バナナ	
3	不均等な関税引下げ税率⇒マーガリン	
4	再交渉の時期(協定発効後5年目)⇒油脂調製品の一部	
5	再交渉の時期(協定発効後4年目)⇒ソーセージ等の一部	
6	不均等な関税撤廃税率⇒ココアペーストの一部	
7	不均等な関税撤廃税率⇒ココアペーストの一部	
8	不均等な関税撤廃税率⇒ココア・パウダー	
9	不均等な関税撤廃税率⇒ココア調製品の一部	
1 0	不均等な関税撤廃税率⇒ココア調製品の一部	

日・マレーシアの関税譲許に関する条文
<ul> <li>日本の表(協定附属書一第一部及び第二部)(和文)         http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/fuzoku01.pdf     </li> <li>日本及びマレーシアの表(協定附属書一第一部、第二部及び第三部)(英文)         http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex1.pdf     </li> </ul>